

令和2年度 第1回 尼崎市社会保障審議会高齢者保健福祉専門分科会  
地域密着型サービス運営部会議事録

1 日 時

令和2年2月1日（月）午後1時30分～3時

2 場 所

Web開催及び尼崎市市政情報センター1階 セミナールーム

3 出席者

委員12人

(敬称略)

氏 名	役 職 等	出席状況
朝田 真司	尼崎市医師会 理事	欠席
今井 わか奈	兵庫県看護協会 会員	出席
梅谷 進康	桃山学院大学社会学部 准教授	出席
片山 誉智	尼崎市ケアマネジャー協会 理事	出席
小林 優子	介護保険被保険者代表（第2号被保険者）	出席
五葉 勉	尼崎市特養等施設長会	出席
鮫島 智子	介護保険被保険者代表（第1号被保険者）	出席
菅原 正之	尼崎市歯科医師会 副会長	出席
近森 栄子	園田学園女子大学 人間健康学部 教授	出席
南條 静子	尼崎市認知症介護者の会 副会長	出席
濱崎 雅子	尼崎市民生児童委員協議会連合会 園田地区会長	出席
久原 弘士	尼崎居宅介護支援事業連絡会 幹事	出席
山本 秀樹	関西国際大学 教育学部 准教授	欠席
横田 敏治	社会福祉法人 尼崎市社会福祉協議会 理事	出席

4 議事録

(1) 法人指導課から、地域密着型サービスの指定・廃止件数について、説明。(資料1)

質疑応答

(委員)： 地域密着型通所介護の指定件数が多いですが、廃止される件数も多い。利用者さんに負担が生じますか。また、廃止される大きな理由は何かありますか。

(事務局)： 事業を廃止される場合、廃止をする1ヶ月以上前に届出をしていただくこと

になっております。廃止届を提出していただく際に、現在利用されている利用者さんが今後どちらのサービスを利用されるのかについて、別表にして添付していただくようお願いしています。その時点で、次の利用者さんがサービス提供するところがまだ決まっていない場合については、現在調整中ということで報告をいただきますが、最終的にその方達がどちらかの利用所に引き継がれたかについても確認をしておりますので、違う事業所の方でサービスの提供をしていただいていることは確認させていただいています。

事業を廃止される理由については、大きな理由として人員の確保が困難で職員さんが辞めてしまって、人員の確保が困難である等経営上運営していくことが難しいといった理由が主な理由となっています。

法人自体が法人の中でも会社を分けてしまうことや、経営上の合理化があって別の法人で行うといったケースも今年度はそのような事情もあると聞いております。

(部会長)： ご利用されていた利用者については、次のサービスをみなさん利用できているということですね。

(事務局)： 基本的にはケアマネジャーさんを通じて依頼をしてお願いすることになるのですが、最終的には確認させていただいています。

(部会長)： 廃止理由が人員不足ということですが、特にどの職種の人員不足によるものか分かれば教えてください。

(事務局)： 統計を取っている訳ではありませんが、お話を聞く限りでは例えば一番廃止の件数が多い地域密着型通所介護であれば、生活相談員や資格要件が必要な職種の人が辞められると次が見つげにくいと聞いておりますし、介護職員も基準を満たしていないと運営が出来ないので、介護職員が辞めてしまって人員配置が満たせないという理由も聞いています。特にどの職種が多いことや何か目立って聞いているものは特に印象はありません。

ただし、地域密着型サービス自体が資格要件のいる職種が結構ありますのでそのような方達が辞められると次を見つけることが難しいと相談の中では聞いています。

(部会長)： 人員確保につきましては地域密着型サービスもそうですし、範囲が広がってしましますが、介護サービス・介護事業所においても大きな課題となっております。第8期の計画においても人材確保対策も組まれておりますので是非とも人材確保については行政としてしっかりとサポートしていただきたいと思えます。

(委員)： 今されているサービスで充足していますか。数の差が見受けられるので、そういった差の中でもこの数で充足していると考えられるかどうか教えていただけますか。

(事務局)： 地域密着型サービスの整備状況についてのご質問かと思いますが、各サービスについては計画に追いついていない所もあるのですが、一般的に市民の声等でこのサービスが足りないで困っていることや不足しているといった声が直ちにある訳ではありません。ただし、全国的にも課題となっていますが定期巡回型・随時対応型訪問介護看護について本市においても4事業所が運営されておりますが、どうしても市域全体を見回っているかというところとエリアが若干限定されている所がありますことから、個々の整備をもう少しやっつけていかなければならないといった意見は耳にすることがございます。

(2) 高齢介護課から、地域密着型サービスの整備実績について説明。(資料2)

#### 質疑応答

(部会長)： 整備計画どおりに進んでいないサービスがありますので、整備が進まない理由に対応した対策についてお聞かせください。

(事務局)： 一部達成出来ていない要因といたしましては、認知症対応型通所介護や地域密着型特定施設入居者生活介護に対する事業者の関心が低いという状況がございます。

また、今年度につきましては、地域密着型サービスの公募の実施を検討したものの、二度の緊急事態宣言の発令等により実施出来なかったことも、整備が遅れた原因の一つと考えております。

そのため、第8期計画につきましてはコロナの状況を勘案しながら地域密着型サービスの公募等に努めて参りたいと考えております。

(部会長)： ありがとうございます。6期、7期も達成できていないサービスが複数ありますので8期においては計画が達成できるようにしっかりと行政として対策をよろしくお願いします。

(委員)： 定期巡回型・随時対応型訪問介護看護事業所は市内に4事業所あるが、1事業所が普通の定期巡回・随時対応型訪問介護看護であとの3事業所はサービス付き高齢者向け住宅を持っておられるので私どもケアマネジャーが定期巡回・随時対応型訪問介護看護を使う上で、退院後とかどうしてもサービスが定まらない場合において、大変重宝するサービスですが、サービス付き高齢者向け住宅が無いとやはり単独での定期巡回・随時対応型訪問介護看護というサービスの運営はどうなのかお聞かせください。

(事務局)： 人員確保が難しいものかと思っております。介護サービスを担っていただける人材の確保をそれぞれの事業所様がしていただくのが難しくてなかなか手が上がらないのではないかと考えております。

来年度向けに介護人材の確保ということで、研修に補助を出したり、介護福祉

士の資格を持っておられるけれども、今就労されていない方である潜在介護福祉士さんにもう一度定着をしていただけるよう学び直しの研修であったり、そのようなソフト事業について力を入れて、事業所様において、介護職員に定着していただけるような取組を進めて行きたいと考えています。

(部会長)： ケアマネジャーさんに対しての当該サービスの周知が上手く行っているのかどうかというご指摘でした。4事業所がある中で3事業所はサービス付き高齢者向け住宅併設という状況で1事業所は併設ではない。そうなった時に併設ではない事業者の利用状況はどうなのか、気になっていらっしゃるのかなと思われま

す。仮に併設でない事業所において利用状況にニーズがあるのにサービスに繋がっていないといった状況においては利用者、市民に対しての広報であるとかケアマネジャーさんに対しての広報の必要性があるかもしれないというご指摘だったと思いますが、サービスの周知状況やケアマネジャーさんに対しての定期巡回・随時対応型訪問介護看護の周知状況についてどういった状況でしょうか。

(事務局)： なかなかコロナ禍で十分周知が出来ていないと思われま

すので、来年度に向け第8期の計画を進めて参りますので、その時に現状がどのようなことかお聞きしながら広報事務等を進めていきたいと考えております。

(部会長)： この定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、在宅サービスを支える上で非常に重要なサービスの一つでありますので、事務局からありましたようにサービス利用の状況でありますとか、仮に周知が行き届いていないのであれば、是非ともこのサービスについて市民をそれからケアマネジャー等々への周知をお願いしま

す。

(3) 介護保険事業担当から介護事業所等に対する新型コロナ対応について説明。(資料3)

#### 質疑応答

(委員)： 1感染者発生時の介護事業所等への支援についてですが、感染者発生時というのは保健所の指導に従う形で行われると思うのですが、感染予防に関しては、防護服、防護手袋、フェイスシールド等の必要性があつて、ここでは提供するという事となつていますが、感染者発生以前に予防的な対応として必要ではないかと考えますがいかがでしょうか。

(事務局)： 発生したときと記しておりますが、ご指摘がありましたように感染予防ということで国からマスク、手袋など大量に送られてきております。全ての事業所に対して不定期的に送られてきた場合、随時お配りし、予防に使っていただく

ような形でさせていただいております。

(委員)： 充足されているのかどうか重ねてお伺いさせていただきます。

(事務局)： 基本的にかなりの数を送らせていただいておりますので、一定充足されていると考えております。ただし、いざ感染者が発生するとやはり使用するスピードがかなり増えますので、保健所の方から例えば「Aという事業所で感染された方がおられます」という連絡をいただくと改めて我々の方から事業所の方に連絡をして「衛生用品がこのようなものがあり、足りていないものはありませんか」とお聞きします。そのような対応で「このような物が足りていない」と言われた場合は直ちに配付するような形でさせていただいております。

(委員)： 防護服、防護手袋、フェイスシールド等の提供とありますがいただいてもなかなか使いづらかったりあるいはあまり感染予防に繋がらなったりするような物もあるので、このような場合医師会からのアドバイスを受けて高価かもわかりませんがもしっかりとした物を提供していただいているのかどうか。この補助事業ですがいろんな補助事業がありまして(1)は実績が1施設ですが、(3)(4)はどこの介護施設でも必要なところで、それなのに実績は無しとなっていますが、この補助額はいくらくらいなのか、また特に行政の申請様式が複雑であったり、かえって事務的な労働力をとられるということがあると思うのですが、そのような様式は複雑なものであれば改善していただきたいと思っておりますので、その辺をお聞かせいただきたい。

(事務局)： (1)についてのお尋ねですが、先程申し上げましたように、手袋、マスクを配付させていただきますが、施設の中でなかなか感染しても入院できないケースや、あるいはご自宅でもすぐに入院できないケースもお聞きします。

例えばそういった方々の中で痰吸引をするとか、さらに医療的なことが必要となってくる場合に、新たにN95マスクであるとか消毒脱脂綿等医療的なことをする場合のグローブを購入しようとしている所でございます。一定そのような取組をしようとしているところでございます。

(3)介護サービス等確保支援事業でございますが、令和2年度予算額は、41,000千円ほどでございます。支援する施設によって多いか少ないかという問題も出てくるかと思いますが金額としては41,000千円でございます。

(事務局)： 2の各括弧の補助金の単価についてですが、2(1)の補助上限額はございません。対象経費は施設の消毒・洗浄に必要な経費であり、施設様と協議しながら県の地域医療介護総合基金を使用して補助するものでございます。12月末日時点の実績は1施設と記載しておりますが、現在協議中の施設が複数あり、今後実績は増えるものと考えております。

次に2(2)介護施設等個室化改修事業につきましては1定員当たり97.8万円の補助単価となっております。事業実施についてご希望される施設様もあり

ましたが、新型コロナウイルス感染症が感染拡大していた状況のため、施設の中に工事業者が入るのが難しかったことや国庫協議その期限内に間に合わないため事業実施を見送った事業者様もあり、実績はなしとなっております。

つづきまして(4)衛生管理体制確保支援事業の①につきましては、簡易陰圧装置とダクトの設置工事補助となります。補助単価は432万円でございます。②の換気設備補助につきましては補助単価が1㎡あたり4千円でございます。

(委員)： 有効な事業をされていますのでインフォメーションと手上げ方式となると思うのですがその申請様式が複雑にならないように是非行っていただきたいと思えます。よろしくをお願いします。

(部会長)： 事業所の方に周知をしていくのが非常に重要だと思います。まして、コロナ禍については平常時の対応ではなくある意味有事の対応ですので、より一層、事業所の方に周知していただいて感染を予防する。そして拡大していかないようにしていく意識で行政も周知広報をお願いします。申請書類につきましても出来るだけ簡易なものにその視点でしていただきたいとお願います。防護服、防護手袋の品質の面ですが医師とのコミュニケーションを取りながら品質の担保は取れている状況でしょうか。

(事務局)： 感染者が発生した際の防護服、感染予防の事前の衛生用品が国の方から送られていると話をさせていただきましたが、厚生労働省の方が確保した物を大量に各自治体向けに定期的に送って来ております。感染者が出た場合の防護服についても厚生労働省が確保したものを我々が備蓄させていただいており、必要が生じた場合、事業所に迅速に我々の方から持って行ってまいります。そのようなことから品質につきましては、確認がとれた物が市に送られてきていると考えております。ただし、国が用意しております物の中で無い物も一部ございますので購入に際しては品質について留意したいと思えます。

(部会長)： 新型コロナ対策につきましては、日々状況は変わっております。これからどういった形となるのかなかなか見えない部分がありますので是非とも行政としては最新の情報を入手しながらその時々にあった対応をそれに合った事業所への周知をよろしくをお願いします

(4) 法人指導課から、地域密着型サービス事業に対する実地指導について、説明。(資料4)

#### 質疑応答

(委員)： 運営推進会議が未実施と指摘事項に挙がっているが今のコロナ禍の中ではどのような指導をされているのでしょうか。

(事務局)： 運営推進会議については基本的には集まって実施していただくものとなって

いるのですが、今のコロナ禍の現状では事業所の方に委員さんに集まっていたいで実施していただくのは難しいというところもありますので、今回していただいているような「Web会議」ですとか、意見の方を聞き取りFAXやメールで最終的に委員さんの方に意見をいただくような形で行い、集まって会議をする代わりになるような形で行っていただくようなものであれば開催をしている考え方でさせていただいております。国からもそういった方針についての通知も出ておりますので集まる代わりになるような形としてお願いしている所でございます。

- (5) 介護保険事業担当から、地域密着型サービス運営部会のあり方について説明。(資料5)

#### 質疑応答

(部会長)： 当部会を次年度から高齢者保健福祉専門分科会に統合するという提案がございます。地域密着型サービスのみならず介護サービス全体について総合的に運営の在り方を議論していくそういった必要性が出てきているので私としましても次年度からそういった方向で取組んでいただければと思います。

ただし、サービスの運営に関しましては実際的な状況での課題であったりそのことについて議論していく委員の方からご意見をいただくのは重要なことかと思っておりますので、お願いベースとなりますがその分科会の中には是非とも実践をよく存じ上げた委員をメンバーとして加えていただければと思います。ご検討をよろしく申し上げます。

以 上